

久万高原町観光PR用他言語動画制作及び商談会用旅行商品タリフ制作事業 委託事業者選定プロポーザル実施要領

この要領は、久万高原町が実施する標記委託業務を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式で選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1. 久万高原町の概要

愛媛県久万高原町は、西日本最高峰の石鎚山や日本三大カルストの一つある「四国カルスト」、1200年の歴史を誇る四国遍路の第44番札所大宝寺や第45番岩屋寺、夏季冷涼で冬季は積雪もみられる気象条件を活かしたゴルフやスキーなどが楽しめる高原リゾートとしてその名が知られている。

その一方、モノ消費、通過型観光地からの脱却が進まず、滞在日数、滞在時間の拡大による観光消費額の増大につながらないという課題が解消されていない。

2. プロポーザルの趣旨

久万高原町は、四国島外やインバウンド観光客にとっての知名度がまだまだ低く、滞在時間が長く、観光消費額の高い観光客を今後獲得していくことが、本町の観光消費額拡大に直結する。

そこで、本町が有する様々な観光コンテンツをPRするための効果的な仕組みが必要不可欠であることから、そのために必要な映像コンテンツ等を制作、活用することで、もって本町の魅力アップ、顧客満足度向上、環境保全の意識向上を実現することを目的に、優れた制作ノウハウを持つ事業者の選定を目的としたプロポーザルを実施するものである。

特に、今回の動画制作では、従来の“モノ消費”型の観光形態から、現在の観光客が求める“コト消費・ヒト消費・イミ消費”に着目した内容の動画等制作とすることを目的としたものであることに留意しつつ、公募型プロポーザルを実施する。

3. 業務の概要

(ア) 業務名

令和8年度 地域未来交付金事業

久万高原町観光PR用他言語動画制作及び商談会用旅行商品タリフ制作事業

(イ) 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月19日(金)まで

(ウ) 配布資料

久万高原町観光PR用他言語動画制作及び商談会用旅行商品タリフ制作事業 委託業務仕様書

(工) 委託上限価格

3,850,000円(消費税及び地方消費税込み)

4. 業務の内容

久万高原町観光PR用他言語動画制作及び商談会用旅行商品タリフ制作事業 委託業務仕様書に記載された内容のとおり。

5. 提出書類及び書類作成に関する留意事項

(ア) 提出書類

提出書類は下記のを各2部ずつそれぞれ任意様式により提出するものとする

① 会社等概要書(必ず直近3期の決算資料(B/S、P/L)も添付のこと。)

なお、各種税の未納がある事業者からの提案は受け付けないこととし、仮に審査会で採用候補者として内定した場合でも、契約前の段階で未納がないことを証明する書類の提示を求め、未納が明らかになった場合は、内定は取り消すものとする。

② 提案者の同種業務実績

同種業務実績は、3件程度とする。

③ 企画提案書

「久万高原町観光PR用他言語動画制作及び商談会用旅行商品タリフ制作事業 委託業務仕様書」内容を理解の上、特に同仕様書の「3. 業務の内容」で求める成果品を制作するための手段、成果物の内容に関する詳細且つ効果的な制作過程、成果品内容、事業効果の更なる増進に資する独創的な提案等について、任意の様式でとりまとめた資料内容を盛り込み、提案書を作成すること。なお、提案書のボリュームについては特に問わない。

おって、提出にあつたては、以下の資料も添付すること。

i 本業務における執行体制

ii 業務の行程計画

④ 参考見積書及び積算内訳書

委託上限金額を示しているが、審査段階において、その額が実施内容に見合うか否かの審査も行うこととしており、単に金額の大小のみで委託事業者を決定するものではないことに留意すること。

また、「動画制作業務」と商品タリフ印刷業務は必ず同一見積書内で別項目として取り扱いつつ、それぞれの業務に係る費用の積み上げを摘要毎に細かく積算した見積書とすること。

(イ)提出期限

令和8年5月29日(金) 午後4時必着

(ウ)提出方法

郵送又は持参のこと。

6. 質問及び回答

本プロポーザルにおける質問の方法及び回答は次のとおりとする。

(ア)質問の方法

質問がある場合は、その要旨を簡潔にまとめ、下記の期限までに質問書(wordで作成)を電子メールで提出すること。様式は任意とする。(電話、FAXによる受け付けには回答しない。)

(イ) 質問書提出期限:令和8年5月19日(水) 17時まで

(ウ)回答の方法

- ・ 質問の内容及び回答については、全社からの質問をとりまとめ、下記の期限までにメールで回答する。質問の回答は、本実施要項、委託業務仕様書の加筆及び修正とみなすものとする。
- ・ なお、提案内容についての質問や相談、審査の優劣に繋がると考えられる質問については受け付けない。

(エ) 回答書送信日 :令和8年5月22日(金) 17時までにメールで回答する。

7. 審査の方法と審査結果の通知

(ア)審査方法

久万高原町において設置する審査会において、提出された企画提案等について、提出順に随時書類の確認、また必要に応じて事前のヒアリング調査を行い、同審査会において審議し、最終候補者を決定する。

よって、提案事業者による対面式のプレゼンテーションの場は設けない。

なお、最終の審査会までに審査員に事前配布した提案資料の中身に関し、応募者に聞き取りを行う必要がある事項があった場合は、町より個別に応募者に対して聞き取りや追加資料の提出を求める場合がある。

(イ) 審査結果の通知方法

審査の結果については、審査参加事業者毎に個別の結果を、令和8年6月5日(金)までに電子メールで通知する。

8. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (ア) 提出された見積額が、提案上限額を超過している場合。
- (イ) 各書類の提出方法及び提出期限がこの要領の定めに適合しない場合。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (エ) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (オ) 各種税の未納が明らかになった場合。

9. その他

- (ア) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (イ) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (ウ) 提出書類等は公開しない。また審査内容についても一切公開しない。ただし、採用された提案については、公表することがある。
- (エ) 電子メール等の通信事故については、町においていかなる責任も負わない。

10. 問い合わせ先・提出先

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地

久万高原町まちづくり戦略課 観光振興係 担当：課長補佐 岡

電話：0892-21-1116(直通)

Mail: oka-seiya@kumakogen.jp